

新千歳空港の24時間運用に伴う 住宅防音工事（冬期施工）の募集

新千歳空港周辺環境整備財団では、新千歳空港の深夜・早朝時間帯における航空機の発着枠の拡大に伴い、防音対策の対象となる住宅に対し、航空機騒音を軽減するために防音工事の助成事業を行っています。

現在、意向調査票を提出されている方から順次、助成事業を進めていますが、この度、事業の一層の円滑な進捗を図るため、工事が少なくなる冬期間の施工に限り、希望者を募集することとしました。

つきましては、冬期間の防音工事（10月～2月）を対象に助成を希望する方は、以下の方法により平成30年10月31日（水）までに住宅防音工事（冬期施工）希望届出書を提出してください。

1 募集期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）の1ヶ月間

2 提出方法

別添、住宅防音工事（冬期施工）希望届出書を手続代行等業務委託者（設計監理業者等）により、新千歳空港周辺環境整備財団まで持参してください。

○提出先・お問い合わせ先（平日（月曜～金曜）の8:45～17:15まで）

〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3番地の1 千歳アルカディア・プラザ2階

公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団

電話：0123-42-2400 FAX：0123-42-2401

※ 届出書の提出にあたっては、あらかじめ設計監理業者、施工業者と打合せのうえ、工事費の概算額を算出して手続代行等業務委託者（設計監理業者等）により、財団まで提出していただきますようお願いいたします。

また、ご自宅が、どのような工事ができるのかについては、事前に設計監理業者とご相談願います。

3 対象となる防音工事

平成30年10月から平成31年2月までに工事を完了し、助成金を請求する防音建具機能復旧工事、新規住宅防音工事、住宅防音対策の補完工事、千歳市空港周辺生活環境等対策基金事業（空き屋（集合住宅の場合は、全ての部屋が空き屋の場合）を除く。各工事内容は裏面を参照してください。）。

なお、工事による引越費用は助成対象となりません。

工事例
内窓やエアコン
の設置、塗装等
を要しない工事
など

※ 設計監理業者及び施工業者は、財団に登録された業者から選定してください。

登録業者については、財団ホームページ（<http://nef24.or.jp/>）をご覧ください。財団までお問い合わせください。

4 その他

○ 防音工事の助成は、受付順としますが、予算の範囲内で助成しますので、希望者多数の場合は、希望どおり工事ができない場合があります。その場合は、来年度以降の募集の際に改めて申込みをいただくことになります。

○ 希望どおり工事候補住宅に決定されましたら、ご連絡を差し上げ、必要に応じて現地調査を行います。また、防音工事は冬期間になりますので、生活にご不便をおかけすることもありますので、ご理解をお願いします。

住宅防音工事の概要

防音建具機能復旧工事

防音建具機能復旧工事とは、道の新たな区域指定日(平成27年10月31日)に対策区域内に所在する住宅等のうち、6枠対策による防音工事で設置した防音サッシが、機能の全部又は一部を保持していない場合に、新たな防音サッシへの取替又は内窓の設置を行うものです。

【対象となる防音建具】

対象となる防音サッシは、平成6年の6枠対策に基づき、住宅防音工事で設置した防音サッシです。

【防音建具機能復旧工事の内容】

防音建具機能復旧工事は、平成6年の6枠対策で設置したサッシを、「T-2」の基準を満たす防音サッシに交換します。「T-2」とは、日本工業規格(JIS)における遮音性能の等級で30dBの遮音効果があります。

新規住宅防音工事

新規住宅防音工事とは、道の新たな区域指定日(平成27年10月31日)に対策区域内に所在する住宅等のうち、6枠対策による防音工事を実施していない住宅を対象に、防音工事を実施するものです。

【対象となる住宅】

対象となる住宅は次のとおりです。

- ①平成7年6月1日から平成27年10月31日までに建設された住宅
- ②平成6年の6枠対策に基づく防音工事の対象住宅のうち、防音工事を実施しなかった住宅
- ③平成6年の6枠対策に基づく防音工事実施後、平成27年10月31日までに建て替えられた住宅

【対象となる工事区分と居室数】

新規住宅防音工事は居室を対象としています。専用調理室(台所)、玄関、廊下、浴室、その他居室以外の区画(ユーティリティ)は対象外です。

対象室数は、1世帯あたり「家族数+1」の居室を対象とし、3人以下の世帯では5室(最低5室)までを対象としています。(防衛省と道の対策区域が重複する区域は、両方の工事が実施できますが、防衛省の対象となる居室は、道の防音工事を実施することはできません。この場合、住宅の居室数と防衛省の工事対象室数に差がある場合、その差室が工事対象となります。)

【新規住宅防音工事の内容】

新規住宅防音工事は、「住宅防音工事共通標準仕様書」により、開口部(窓)の遮音工事や空気調和機(換気設備、冷暖房設備の設置)など必要な工事を実施します。

(木造系住宅の場合(※1))

区分	A工法	B工法	C工法
区域	対策区域①	対策区域②	対策区域③
屋根	在来のまま		
天井	防音天井に改造	原則在来のまま(※2)	
壁	防音壁に改造		
外部開口部	防音サッシの取付(T-2)(※3)		
内部開口部	防音建具(襖、ガラス戸)の取付		
床	在来のまま		
空気調和機器	換気扇、暖房機、冷房機器の設置(※4)		

※1 鉄筋コンクリート系については、天井、壁は原則として

在来のまま。

- ※2 著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上げ材等で補修。
- ※3 防音サッシに代えて内窓の設置も可能
- ※4 暖房機器は工法・工事対象室数により設置できる台数が決まっています。既にFFストーブが設置されている場合は、新たにFFストーブを設置することはできません。冷房機器設置対象室数は1室です。居室の広さにより機器能力が決まっています。

住宅防音工事の補完工事

住宅防音対策は、深夜・早朝時間帯における運航便に係るものであることを考慮し、住宅防音工事を補完する対策として「寝室対策」を追加して実施します。

【対象となる工事区分と居室数】

住宅防音工事の補完工事は、家族数分の居室(原則寝室)を対象とします。

【住宅防音対策の補完工事の内容】

住宅防音対策として実施する防音工事に加え、家族人数分の居室(原則寝室)に、「内窓」と「冷房装置(エアコン)」を設置します。

内窓が既に設置されているなどの理由により、内窓及び冷房装置の設置を行わない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択することが可能です。(この場合の工事費は、1戸あたり100万円を上限とします。)

- (1) 屋根の塗装、修繕及び葺替(下地を含む。)
- (2) サイディングなど外壁の改修工事
- (3) 天井・内壁の修繕
- (4) 屋根、天井又は壁の防音機能の強化

(地域振興対策工事)

千歳市空港周辺生活環境等対策基金事業

【防音機能維持・拡充等対策事業】

北海道の6枠対策時における指定日(平成7年5月31日)までに建築された対象住宅の所有者は、100万円(諸経費及び税を含む。)を上限として、下記の事業を実施することができます。

- ・外部開口部(サッシの交換、内窓の設置)
 - ・空調機器等(冷房装置、暖房機器設備、換気扇、レンジ扇、集中換気設備、配線・配管)
 - ・屋根・外壁・内壁・天井等(補修、改修、塗装等)
 - ・建具(防音建具改修、断熱ガラスへの交換)、
 - ・床(住宅防音工事に伴う床改修、床断熱)
 - ・玄関等(玄関・風除室等の補修、新設)
 - ・住宅防音性能向上工事(防音材補強等の遮音性能向上工事、住宅防音対策の補完工事で内窓等の設置をせず、屋根等の工事を行った場合の限度額超過分)
 - ・生活環境向上工事(バリアフリー化、融雪槽の設置)
- ※ 分譲マンションを除く集合住宅(アパート等)は、対象外です。

【防音機能確保対策事業】

C工法の区域のうち、「千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金の設置及び助成金交付要綱」で定めた区域において、防音機能を確保するため、C工法からB工法へ嵩上げをすることができます。

※ C工法からB工法への嵩上げとは、C工法では工事対象とならない天井、壁の防音工事を千歳空港周辺生活環境等対策基金事業で実施するものです。